

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱

平成20年7月15日 制定
平成28年8月24日一部改正
公益社団法人 全日本トラック協会

(目的)

第1条 全日本トラック協会(以下「全ト協」という)は、燃料費対策の重要性に鑑み、都道府県トラック協会(以下「地方ト協」という)会員のトラック運送事業者(以下「会員事業者」という)と会員事業者を主軸として構成されるトラック運送事業協同組合・トラック運送事業協同組合連合会(以下「協同組合・連合会」という)が、低廉かつ安定的な燃料確保に取り組むため設置する自家用燃料供給施設等に対し、自家用燃料供給施設整備支援事業助成金(以下「助成金」という)を交付し、会員事業者並びに協同組合・連合会の経営安定に資することを目的とする。

(助成金交付対象事業)

第2条 助成金交付対象事業は以下のとおりとする。

軽油専用タンク(埋設型)の設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替を行い、平成28年4月1日～平成29年2月28日までに市町村(各市町村地区消防組合等)より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受けるもの。

なお、次に掲げた事業については、本助成事業の対象外とする。

- (1) 軽油専用タンク(埋設型)の設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
- (2) 自家用目的以外の転売・貸与する軽油供給施設の新設
- (3) 既存の軽油専用タンクの修復
- (4) 中古品またはリース購入による軽油専用タンクを利用した新設
- (5) (新設の場合)貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2未満の場合
- (6) (増設の場合)軽油の貯蔵量が増加しない場合

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、会員事業者並びに協同組合・連合会であることとする。

- 2 会員事業者、協同組合・連合会による交付申請は年度内1施設限りとする。
- 3 過去(平成20～26年度)に全ト協から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会については、助成対象外とする。

(助成金交付額)

第4条 助成金交付額は、以下の通りとする。

軽油供給施設の新設(設置1箇所分のみ)	100万円
軽油専用タンクの増設、増設を伴う代替	30万円

※ただし、公募期間内に申請が予算総額を超過した際には、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

(予算総額)

第5条 予算総額を2,000万円とする。

(助成申請・公募期間)

第6条 平成28年10月17日(月)～10月31日(月)とする。

(助成金の交付申請)

第7条 会員事業者が本助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」に必要書類を添えて、地方ト協へ提出する。

2 地方ト協は、会員事業者から第1項の申請があったときは、様式2の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」に第1項に係る書類の写しを添えて、全ト協へ提出する。

3 協同組合・連合会が助成金の交付を受けようとするときは、様式3の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書(協同組合・連合会用)」に必要書類を添えて全ト協に提出する。

(緊急時における対応)

第8条 本事業の助成対象となった会員事業者並びに協同組合・連合会は、第7条並びに「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」第3条に基づき、交付申請時に、様式4「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」を会員事業者は地方ト協に、協同組合・連合会は全ト協に提出し、緊急時において地方ト協および全ト協からの要請に応じて燃料を優先的に供給するよう努めなければならない。

(交付決定)

第9条 全ト協は、第7条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、様式5-1「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付決定通知書」により地方ト協または協同組合・連合会に速やかに通知する。

2 前項の通知を受けた地方ト協は、会員事業者に対し、様式5-2「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付決定通知書」により速やかに通知する。

3 全ト協は第1項および第2項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第10条 会員事業者は、前条に基づき、自家用燃料供給施設の整備が完了したときは、速やかに、様式6-1「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」に必要書類を添えて、地方ト協に提出する。

- 2 地方ト協は、前項に基づく書類を受領したときは、様式6-2「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」に前項に係る書類の写しを添えて、平成29年3月10日(金)までに全ト協に提出する。
- 3 協同組合・連合会は、前条に基づき、自家用燃料供給施設の整備が完了したときは、様式6-3「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書(協同組合・連合会用)」に必要書類を添えて、平成29年3月10日(金)までに全ト協に提出する。

(助成金の交付)

- 第11条 全ト協は、前条第2項及び第3項の「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、適正と認めるときは、会員事業者による施設の場合は地方ト協を通じて会員事業者に対して、協同組合・連合会による施設の場合は協同組合・連合会に対して、それぞれ助成金を交付する。
- 2 前項の助成金交付は、原則として全ト協が前条の実績報告書を受領した翌月末日とする。
 - 3 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を速やかに会員事業者へ交付しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第12条 会員事業者並びに協同組合・連合会が第9条に基づく交付決定後、交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、会員事業者並びに協同組合・連合会は、速やかに様式7「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請取下届出書」を会員事業者は地方ト協に、協同組合・連合会は全ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の禁止)

- 第13条 会員事業者並びに協同組合・連合会は、助成対象となった施設、設備が取得より1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「財産処分」という)を禁止する。

(助成金の返戻)

- 第14条 前条に定める財産処分が1年以内に行われた時は、会員事業者は速やかに様式8-1「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱第13条の財産処分に係る返戻届出書」で地方ト協に届出を行い、交付された助成金は地方ト協を通じて全ト協に対し全額返戻しなければならない。

- 2 地方ト協は、会員事業者から様式8-1を受領したときは、様式8-2「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱第13条の財産処分に係る返戻届出書」で全ト協に届出を行い、交付された助成金を全額返戻しなければならない。
- 3 協同組合・連合会が前条による財産処分を行うときは、全ト協に様式8-3「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱第13条の財産処分に係る返戻届出書」で届出を行い、全ト協に対し交付された助成金を返戻しなければならない。
- 4 全ト協は、会員事業者並びに協同組合・連合会が虚偽または不正の行為により本助成金を受けたと認められる場合、支給した本助成金の全部を返還させるものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関するその他の必要事項は、全ト協が定める。

(附則)

本要綱は平成28年8月24日から適用する。

[沿革]

平成20年7月15日 制定
平成21年7月15日 一部改正
平成22年7月15日 一部改正
平成23年7月15日 一部改正
平成24年6月11日 一部改正
平成25年5月27日 一部改正
平成25年9月13日 一部改正
平成26年5月15日 一部改正
平成28年5月16日 一部改正
平成28年8月24日 一部改正